

# 認証評価に見る教養体育の位置づけと 質保証の実態：

## 第2期認証評価における631大学の 自己点検・評価報告書の分析より

小林勝法

文教大学国際学部

### 要 旨

学士課程教育における教養体育の位置づけと質保証の状況を把握するために、認証評価を受審した際に提出した各大学の『自己点検・評価報告書』の記載内容のうち、体育に関連する3つの基準、すなわち「教員組織」と「教育課程」、「施設及び設備」について調査した。調査対象は、第2期認証評価の2013年度から2017年度に3つの認証評価機関、すなわち、大学基準協会と大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構のいずれかで受審した大学のうち、『自己点検・評価報告書』を閲覧できた631大学であった。記載内容を分析した結果、「教員組織」として体育を担当する組織に関する記載がある大学が32.5%と少なく、「教育課程」について体育に関する記載があるものが52.9%と約半数であった。これらの記載内容は外形的で、詳細な記載はほとんどなかった。一方、「施設及び設備」として運動場や体育館については90.3%が保有施設について記載していた。以上の結果から、『自己点検・評価報告書』では体育に関する点検・評価内容が不十分であり、教養体育の位置づけと質保証の状況について、詳しいことは把握できなかった。このことから認証評価が教養体育の質保証に役立っているとは言いがたいと判断できる。そこで、教養体育の外部評価として、全国大学体育連合の大学体育FD推進校表彰制度を活用する意義が示された。また、体育担当教員が認証評価にどのように関わっており、改善に役立っているのか、その取り組み状況を把握する必要性も示唆された。

### キーワード

学士課程教育, 教員組織, 教育課程, 施設及び設備, 大学体育FD推進校表彰制度

責任著者：小林勝法 Email: [kappo@bunkyo.ac.jp](mailto:kappo@bunkyo.ac.jp)

### はじめに

1991年の大学設置基準の大綱化以降、教養部の改編や認証評価制度、ファカルティ・デベロップメントなど様々な形で大学教育改革が進展した。教養教育としての体育（以下、教養体育）も同様である。小林（2010）は大学設置基準大綱化からの20年間を振り返り、体育の選択科目化や単位数の減少が進み担当教員数が減る一方、演習科目や主題別コースなどの新しいカリキュラムが現れ、科目名や教材の多様化が進んだことを示した。近年では、学位授与方針を始めとする3つのポリシーにもとづく教学マネジメント改革が進んでおり、教養体育も例外なく質保証に取り組んでいると考えられる。教養体育に関する大規模な調査としては、全国大学体育連合が会員大学を対象に定期的に行っている「大学・短期大学の保健体

育教育実態調査報告書」がある。最新版である2019年度の実態調査では、カリキュラムの状況や体力測定、ファカルティ・デベロップメントなどについての調査結果が報告されている。しかし、調査の回答者が同連合の会員校に限定され、しかも回答数が80大学（回答率35.1%）と少ないことから、日本の全体的な状況が把握できているとは言いがたい。また、第三者評価として、同連合が大学体育FD推進校表彰制度を設けており、応募大学の『自己点検・評価報告書』をもとに審査し、その審査資料と結果も公開されているが、その表彰校数は多くない。制度が開始された2004年度には5大学で、最も多いときが6大学（2007年度）であったが、2013年度以降は応募がない年度が8年度もあり、制度開始以来2022年度までの18年間の累積で延べ28大学と少ない（全国大学体育連合、

online)。したがって、この制度からも教養体育の質保証の全体的な状況を把握できない。

そこで、全ての大学が義務づけられている認証評価に着目した。認証評価制度は高等教育機関の教育研究水準の向上を図るために2004年度から導入された制度で、各高等教育機関は、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（以下、認証評価）を7年以内ごとに受けることが、学校教育法（第109条及び学校教育法施行令第40条）により定められている。この認証評価には2種類あり、1つは高等教育機関の教育研究等の総合的な状況についての機関別評価で、もう1つは専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての専門職大学院評価である（学校教育法第109条第2項及び第109条第3項）。機関別評価の認証評価機関は表1に示すとおりである。表中にはその機関が認証された年月日と第2期（2011年度～2017年度）の年度ごとの認証評価の実施校数を記した。最も早く認証された大学基準協会は1947年設立の公益財団法人で、大学の設立が比較的古い国公立大学が受審している。大学改革支援・学位授与機構は文部科学省所管の独立行政法人で、認証された2005年当時は大学評価・学位授与機構であったが、2016年に改組され、現在の組織と名称になった。受審している機関はおもに国公立大学である。日本高等教育評価機構は日本私立大学協会が母体となり設立した公益財団法人で、同協会の会員大学の多くが受審している。このように認証評価機関ごとに受審大学に偏りが見られるので、国公立大学全体の状況を把握するためには、これら3機関についてくまなく調査する必要がある。なお、現在は大学教育質保証・評価センター（2019年認証）と大学・短期大学基準協会（2020年認証）もあるが、いずれも第2期の実績はない。

認証評価の基準と方法などの詳細については、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（以下、細目省令と記す）で規定されている。それによれば、教育に関する評価内容は、「教員組織」、「教育課程」、「施設及び設備」である。その

ほかは、「教育研究上の基本組織」や「事務組織」、「3つのポリシー」、「情報公開」、「内部質保証」、「財務」などの合計9項目であるが、細目省令ではこれ以上詳しくは定められていない。しかし、各認証評価機関では、これらについて基準を定め、その下に評価項目と評価の視点を細かく定めている。例えば、大学基準協会の場合、第2期では10基準・45項目・101視点である。第2期の各認証評価機関の基準と評価項目数を表2に示す。なお、教育に関連する「教員組織」、「教育課程」、「施設及び設備」についての基準を太字で示した。そして、これらの3基準について、教養体育に関連する評価項目や視点を表3に示す。「教養教育」や「運動場」、「体育施設」はあるが、「体育」はない。小林ほか（2006）は第1期（2005年度）の各認証評価機関の評価基準と評価項目などを精査した結果、体育の教育課程に関する評価項目などが含まれていないことを指摘したが、第2期においても同様に体育に関する評価項目は含まれていない。

以上、見てきたように法令や認証評価機関が定める評価基準・項目などには、教養体育に関するものが含まれていない。それでは、各大学が作成する『自己点検・評価報告書』ではどうであろうか。認証評価では、各大学が行う自己点検・評価の結果をもとに行うことになっているので、その審査資料として各大学は『自己点検・評価報告書』を作成し、評価機関に提出している。そして、これらは、大学ホームページで公開することになっている。そこで、各大学の『自己点検・評価報告書』における教養体育についての記述の有無とその内容を分析することで、教養体育の質保証の状況を把握し、課題について検討することにした。

なお、認証評価制度と教養体育についての先行研究は、制度が開始されてから間もない頃に、制度の紹介（小林, 2005a）やファカルティ・デベロップメントとの関係（小林, 2005b）などについての論考が見られる。しかし、これらは評価結果や『自己点検・評価報告書』をもとにした実証的研究ではない。そして、その後は研究が見当たらない。他の領域ではあるが、図書館（高池, 2016）や内部質保証システム（高森, 2014；山咲・荒木, 2020,

表1 第2期の認証評価機関（機関別評価）と実施校数

	年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	計
大学基準協会 (2004年8月31日認証)		35	32	45	55	53	56	48	324
大学改革支援・学位授与機構 (2005年1月14日認証)		7	4	21	29	33	18	14	126
日本高等教育評価機構 (2005年7月12日認証)		13	13	30	63	68	80	79	346

注. 各機関のウェブサイトを基に作成した。

表2 大学を対象とした機関別認証評価の基準

	大学基準協会 (JUAA)	大学改革支援・学位授与機構 (NIAD)	日本高等教育評価機構 (JIHEE)
概要	10の基準の下に45項目, 105視点	10の基準の下に21項目, 68視点	4の基準の下に22項目, 51視点
基準内容	1 理念・目的	1 大学の目的	1 使命・目的等
	2 教育研究組織	2 教育研究組織 教養教育体制	2 学修と教授 カリキュラムポリシー, 学生生活支援, 教養教育の実施体制, 校地・校舎等
	3 教員・教員組織	3 教員及び教育支援者	
	4 教育内容・方法・成果 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針, 教育課程・教育内容, 教育方法, 成果等	5 教育内容及び方法 教育課程, ディプロマポリシー, 単位認定等	
		6 学習成果	
	5 学生の受け入れ	4 学生の受入	
	6 学生支援	7 施設・設備及び学生支援 施設・設備, 課外活動支援等	
	7 教育研究等環境 校地・施設等		
	8 社会連携・社会貢献	-	-
	9 管理運営・財務	9 財務基盤及び管理運営	3 経営・管理と財務
10 内部質保証	8 教育の内部質保証システム	4 自己点検・評価	
	10 教育情報等の公表	3 経営・管理と財務	

注1. 数字は基準番号. NIADの基準の記載はJUAAに揃えるため入れ替えた.

注2. 作表のもとにした各機関の公表資料は以下のとおりである.

大学基準協会 (2017) 大学評価ハンドブック 平成29年度評価者用, 大学基準協会

大学評価・学位授与機構 (2013) 大学機関別認証評価大学評価基準 平成24年度実施分, 大学評価・学位授与機構

日本高等教育評価機構 (2011) 平成24年度大学機関別認証評価 受審のてびき, 日本高等教育評価機構

表3 関連する基準と評価項目等

	大学基準協会 (JUAA)	大学改革支援・学位授与機構 (NIAD)	日本高等教育評価機構 (JIHEE)
教員組織	基準2 教育研究組織	基準2 教育研究組織	基準2 学修と教授
	(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は, 理念・目的に照らして適切なものであるか.	2-1 教育研究に係る基本的な組織構成(学部及びその学科, 研究科及びその専攻, その他の組織並びに教養教育の実施体制)が, 大学の目的に照らして適切なものであること.	2-8 教員の配置・職能開発等 ③教養教育実施のための体制の整備
	基準3 教員・教員組織	2-1-②: 教養教育の体制が整備されているか.	
教育課程	(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか.		
	基準4 教育内容・方法・成果	基準5 教育内容及び方法	基準2 学修と教授
	(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか. 科目区分, 必修・選択の別, 単位数等の明示	5-1 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ, それに基づいて教育課程が体系的に編成されており, その内容, 水準が授与される学位名において適切であること. 5-1-②: 教育課程の編成・実施方針に基づいて, 教育課程が体系的に編成されており, その内容, 水準が授与される学位名において適切なものになっているか.	2-2 教育課程及び教授方法 ①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化 ②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
基準7 教育研究等環境 校地・施設等	基準7 施設・設備及び学生支援	基準2 学修と教授	
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか.	7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され, 有効に活用されているか.	2-9 教育環境の整備 ①校地, 校舎, 設備, 実習施設, 図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理・教育目的の達成のため, 校地, 運動場, 校舎, 図書館, 体育施設, 情報サービス施設, 附属施設等の施設設備を適切に整備し, かつ有効に活用しているか.	

注. 作表の基にした資料は, 表2と同じである.



2021) に関しては実証研究がある。いずれも『自己点検・評価報告書』の記述内容を分析した研究で、図書館などの特定の評価基準や項目に限定して認証評価制度の現状と課題を論じている。

## 目的

大学設置基準が大綱化され、カリキュラム編成の自由度が増し、教養体育についても多様化が進んでいる。それと同時に、自己点検・評価や認証評価、ファカルティ・デベロップメント、教学マネジメントなどによって教養体育の質保証の取り組みも進んでいると推察される。本研究では、認証評価の審査資料として各大学が作成した『自己点検・評価報告書』に記載された教養体育に関する記述を分析し、学士課程教育における教養体育の質保証の実態および課題を明らかにすることを目的とした。

## 方法

### 1. 分析する資料と点検・評価項目

各大学が、審査資料として認証評価機関に提出した『自己点検・評価報告書』は、認証評価で「適合」と評価された後は、大学ホームページで公開することになっている。そこで、これらを閲覧し、分析する資料とした。調査は2021年2月から4月に行った。

分析する項目は、「教育研究組織」と「教育課程」、「施設及び設備」の3つで、各認証評価機関の評価項目などは表3に示すとおりである。

### 2. 調査対象大学

認証評価では各期に細目省令（上述）が改正され、それに合わせて各評価機関も評価基準や点検・評価項目を改正するので、これらを揃えるために特定の期を対象とする必要がある。現状を把握するためには最新のものが望ましいが、第3期は調査時点の2021年2月～4月では、まだ2年度分しかないため、第2期、すなわち2011年度から2017年度を調査対象期間に定めた。その大学数（大学院大学を除く）は表1に示したとおりである。第2期の合計は796大学で、2017年度時点の大学数は780大学（文部科学省編2017）なので、ほとんどの大学に相当する。なお、1つの大学が複数の評価機関で受審している場合があるので、受審大学数が実際の大学数を上回っている。第2期の受審大学を調査対象と定めたが、実際に調査してみると2011年度と2012年度の大学は既に第3期の認証評価を受審した大学が多く、第3期の『自己点検・評価報告書』を掲載しており、第2期のものが閲覧できない大学が多かった。そのため、第2期のうち2013年度から2017年度の5年間を対象とし、総数692大学を調査対

象とした。

### 3. 調査手順と分析方法

認証評価機関のホームページでは、認証評価結果を年度毎に一覧表で示している。その一覧表で合格大学の『自己点検・評価報告書』が直接リンクされている場合は、それを閲覧した。大学ホームページだけがリンクされている場合は、大学のホームページ上に掲載されている『自己点検・評価報告書』を検索し、閲覧した。

上述したとおり、2013年度から2017年度の692大学を調査対象としたが、大学院大学が15大学、「不適合」または「保留」が22大学、『自己点検・評価報告書』が不掲載や他年度のもので24大学であったので、これらを除外すると合計631大学となった。そこで、これらを分析対象とした（表4参照）。

表4 調査数

	年度	2013	2014	2015	2016	2017	計
大学基準協会		38	51	53	55	45	242
大学改革支援・学位授与機構		19	29	31	18	13	110
日本高等教育評価機構		24	55	58	72	70	279
	計	81	135	142	145	128	631

表3に示した点検・評価項目について、教養体育や体育施設が記載されているかどうかを確認し、記載されている場合はその記述を抽出し、一覧表を作成した。そして、記述内容を表5に示すカテゴリーに分けた後、それらの比率から状況を把握した。なお、「記載なし」は、「教員組織」や「教育課程」、「施設及び設備」の項目において、体育に関する記載がない場合である。この場合、教員組織や体育科目、体育施設があるのかも判断できない。

表5 評価基準とカテゴリー

評価基準	カテゴリー
教員組織	独立した体育の部局／教養教育組織の一部／記載なし
教育課程	科目名／科目群名／記載なし
施設及び設備	記載あり／記載なし

## 結果

### 1. 教員組織

細目省令の「教員組織」に関する各認証評価機関の基準と評価項目等は表3に示すとおりである。「教養教育の実施体制」については、大学改革支援・学位授与機構と日本高等教育評価機構は評価項目として掲げているが、大学基準協会では掲げていない。大学基準協会では、基

準4（教育内容・方法・成果）の中に「専門教育・教養教育の位置づけ」という評価視点があるが、その実施体制の評価については明示していない。各大学の『自己点検・評価報告書』を調査した結果、体育に関する記載がないものが67.5%と最も多かった。次いで、教養教育の全学組織の下部組織として体育組織について記載しているものが27.3%、教養体育に関する独立した部局として記載しているものが5.2%であった（表6参照）。

教養教育の実施組織として「全学共通教育センター」や「共通教育委員会」、「教養教育院」などが掲げられ、その下部組織として位置づけられている体育組織には、「スポーツ・健康科学部門」（駒澤大学）や「保健体育部会」（宮崎大学）、「スポーツ健康分科会」（高知大学）、「健康スポーツ教育小委員会」（横浜国立大学）、「身体・スポーツグループ」（金沢大学）、「健康・スポーツ科目担当者会議」（島根大学）などがあった。教養体育に関する独立した部局としているものには、「体育センター」（筑波大学）や「スポーツ教育センター」（岡山大学）、「健康・スポーツ科学センター」（久留米大学）、「スポーツ・健康科学教育研究センター」（甲南大学）、「体育指導センター」（流通経済大学）、「ウエルネスセンター」（津田塾大学）、「保健体育研究室」（上智大学）などがあった。また、「スポーツ・健康科学部」（大東文化大学）や「健康体育学科」（川崎医療福祉大学）などのように体育系の学部・学科が担当している大学もあった。

## 2. 教育課程

細目省令の「教育課程」に関する各認証評価機関の基準と評価項目等は表3に示すとおりである。いずれの認証評価機関も「教育課程の編成・実施方針を明確にしているか」を評価項目に掲げている。体育科目の開講や必修・選択についてはこの項目で点検・評価することになる。各大学の『自己点検・評価報告書』では体育について記載していないものが47.1%であった。そして、科目群としてだけ記載されているものが31.9%、科目名まで記載しているものが21.1%であった（表6参照）。

科目群としてだけ記載されているもの（31.9%）には、「保健体育科目」（同志社大学）や「スポーツ・表現活動科目群」（近畿大学）、「スポーツ・レクリエーション部門」（獨協大学）などがあった。科目名まで記載しているもの（21.1%）には、「体育Ⅰ」（都留文科大学）や「スポーツ実技Ⅰ」（山口県立大学）、「健康スポーツ科学Ⅰ」（天理大学）、「ヘルスリテラシー入門」（北海道情報大学）などがあった。しかし、単位数や必修・選択などについて記載している大学はほとんどなかった。

## 3. 施設及び設備

細目省令の「施設及び設備」に関する各認証評価機関の基準と評価項目等は表3に示すとおりである。「運動場」と「体育館」、「スポーツ施設」は大学設置基準第35条（運動場）と第36条（校舎等施設）に設置することが定められているが、評価項目として掲げているのは日本高等教育評価機構だけである。大学基準協会は、「対応法令等」として、「運動場（第35条）・校舎等施設（第36条）」と評価項目の一覧表に記載するに留まっている。大学改革支援・学位授与機構は対応法令などは示していない。

しかし、各大学の『自己点検・評価報告書』では、運動場や体育館に関する記述があるものが90.3%と大半で、記述がないものが9.7%であった（表6参照）。

## 考 察

### 1. 教養体育の位置づけ

学士課程教育における教養体育の位置づけを把握するために、各大学の『自己点検・評価報告書』の記載内容のうち、「教員組織」と「教育課程」について調査したが、どちらの項目も体育に関する記載が少なかった。教養体育について記載がない大学は、「教員組織」では67.5%、「教育課程」では47.1%であった。体育の科目名を記載している大学は21.1%に留まり、単位数や必修・選択の区分などの記載がほとんどなく、詳細な実態は把握できなかった。以上のことから認証評価の評価資料からは記載データが少ないため、教養体育の位置づけを把

表6 評価基準ごとの分析結果

	教員組織			教育課程			施設・設備	
	独立部局	下部組織	記載なし	科目名	科目群	記載なし	記載あり	記載なし
全体 (n=631)	5.2%	27.3%	67.5%	21.1%	31.9%	47.1%	90.3%	9.7%
日本高等教育評価機構 (n=279)	0.0%	27.6%	72.4%	17.2%	34.8%	48.0%	93.9%	6.1%
大学改革支援・学位授与機構 (n=110)	4.5%	46.4%	49.1%	23.6%	40.9%	35.5%	89.1%	10.9%
大学基準協会 (n=242)	11.6%	18.2%	70.2%	24.4%	24.4%	51.2%	86.8%	13.2%

握することはできないと断定できる。

大学設置基準大綱化より前は学生の定員数に応じて体育教員の数や定められていたもので、独立した教員組織があったり、委員会があったりした。また、科目区分も大学設置基準で「体育」として独立して示されていた。しかし、大綱化以降は、教員数も減少し、科目区分も廃止する大学も相次いだ。その結果、体育について記載する事項がないか、乏しいという状況にあると考えられる。

## 2. 質保証の実態および課題

大学教育の質保障として最も大きな役割を担っている認証評価において、どの認証評価機関も体育に関する基準や評価項目は設けていなかった。大学基準協会は第1期の2008年度までは、項目として「学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況」を定めていたが、2009年度より削除した(師岡, 2008)。そこで、各大学が作成する『自己点検・評価報告書』の記載内容を精査したが、体育に関する記述は少なく、実態を把握することができなかった。

施設に関する基準の中では、いずれの評価機関も図書館については評価項目に定めているが、体育施設は定められていない。大学設置基準では、運動場の設置(第35条)と厚生補導施設として体育館等の整備(第36条5)が定められているのに整合していない。しかし、『自己点検・評価報告書』では、90.3%の大学が体育施設について記述していた。

以上のことから、認証評価の機関別評価では教養体育の質保証にはつながらないと判断せざるを得ない。そもそも認証評価に体育担当教員がどのように関わっているのかも不明である。認証評価の機会を利用して、改善に役立っているのか、その取り組み状況を把握する必要性もあると考える。教養体育の質保障については、認証評価に代わる第三者評価が必要であろう。全国大学体育連合が行っている大学体育FD推進校表彰制度を多くの大学が受審すれば、教養体育の質向上が図れると考える。

## 結 論

学士課程教育における教養体育の位置づけと質保証の状況を把握するために、認証評価を受審した際に提出した各大学の『自己点検・評価報告書』の記載内容のうち、体育に関連する3つの基準、すなわち「教員組織」と「教育課程」、「施設及び設備」について調査した。調査対象は、第2期認証評価の2013年度から2017年度に3つの認証評価機関、すなわち、大学基準協会と大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構のいずれかで受審した大学のうち、『自己点検・評価報告書』を閲覧できた

631大学であった。

記載内容を分析した結果、「教員組織」として体育を担当する組織に関する記載がある大学が32.5%と少なく、「教育課程」について体育に関する記載があるものが52.9%と約半数であった。これらの記載内容は外形的で、詳細な記載はほとんどなかった。一方、「施設及び設備」として運動場や体育館については90.3%が保有施設について記載していた。以上の結果から、『自己点検・評価報告書』では体育に関する点検・評価内容が不十分であり、教養体育の位置づけと質保証の状況について、詳しいことは把握できなかった。このことから認証評価が教養体育の質保証に役立っているとは言いがたいと判断できる。そこで、教養体育の外部評価として、全国大学体育連合の大学体育FD推進校表彰制度を活用する意義が示された。また、体育担当教員が認証評価にどのように関わっており、改善に役立っているのか、その取り組み状況を把握する必要性も示唆された。

## 謝 辞

本研究は、全国大学体育連合より大学体育研究助成金を受けて行ったものである。ここに謝意を表する。

## 文 献

- 大学評価・学位授与機構(2013) 大学機関別認証評価 大学評価基準 平成24年度実施分。大学評価・学位授与機構
- 大学基準協会(2017) 大学評価ハンドブック 平成29年度評価者用。大学基準協会。
- 小林勝法(2005a) 認証評価制度と大学体育。大学体育, 31(3): 17-23。
- 小林勝法(2005b) 認証評価制度と大学体育のFD(変貌する環境下における大学体育教育の諸問題)。大学体育, 32(2): 52-62。
- 小林勝法(2010) 大学生にとっての体育。たのしい体育スポーツ, 236: 24-27。
- 小林勝法・山中賢・田中博史・富本靖・森田啓(2006) 大学体育はどのように評価されているか: 認証評価機関等の評価基準から。大学体育, 33(2): 64-74。
- 文部科学省編(2017) 平成29年度学校基本調査報告書(高等教育機関編)。日経印刷
- 文部科学省 学校基本調査 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)
- 師岡文男(2008) 日本体育学会共催シンポジウム総括。大学体育, 92: 108-1098。
- 高池宣彦(2016) 大学認証評価における大学図書館の評価: 認証評価機関の評価基準と評価結果を中心に。Library and Information Science, 75: 1-36。
- 高森智嗣(2014) 「教育の内部質保証システム」の概要: 自己点検・評価報告書の記述内容から。福島大学総合教育研究センター紀要, 17: 91-98。
- 山咲博昭・荒木俊博(2020) 日本の大学における内部質保証システム類型化の試み: 2018年度第3期認証評価受審大学の

小林：認証評価に見る教養体育の位置づけと質保証の実態

自己点検・評価報告書及び大学評価結果から，大学評価研究，19：91-101.

山咲博昭・荒木俊博（2021）日本の大学における内部質保証システムの現状と実態：2019年度第3期認証評価受審大学の評価結果及び自己点検・評価報告書から，大学評価研究，20：101-113.

全国大学体育連合（online）大学体育FD推進校・自己点検評価報告書一覧. [https://daitairen.or.jp/?page\\_id=1481](https://daitairen.or.jp/?page_id=1481)（参照日2022年7月25日）

（受付：2022. 8. 1, 受理：2022. 11. 11）



## Research Note



Japanese Journal of Physical Education and Sport for Higher Education Advance Publication  
©2022 Japanese Association of University Physical Education and Sport

## The status of physical education and quality assurance in accreditation:

An analysis of self-assessment reports of 631 universities in the second accreditation phase

**Katsunori KOBAYASHI**

Bunkyo University, Faculty of International Studies

### Abstract

In order to understand the position and quality assurance status of physical education in undergraduate education, I surveyed the contents of each university's "Self-assessment Report" submitted at the time of accreditation. The survey covered three criteria related to physical education: "faculty organization," "curricula," and "facilities and equipment." The survey was administered to universities that underwent the second phase of accreditation evaluation from AY2013 to AY2017. Altogether, 631 universities' self-assessment reports were available for inspection, and they were examined by one of the three accreditation organizations: the Japan University Accreditation Association (JUAA), the National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education (NIAD), and the Japan Institution for Higher Education Evaluation (JIHEE). Results show that 32.5% of the universities included descriptions regarding the organization in charge of physical education as the "faculty organization" and that 52.9% included descriptions regarding physical education as "curricula." These descriptions were only outlines, with few detailed descriptions. Additionally, 90.3% of the universities described their sports fields and gymnasiums as "facilities and equipment." From the above results, the "Self-assessment Report" was insufficient in terms of the inspection and evaluation of physical education, and it was not possible to obtain detailed information on the positioning and quality assurance status of physical education. Thus, it can be judged that the accreditation evaluation is not yet useful for such quality assurance. Utilizing the Faculty Development Promoting School Award System, conducted by the Japanese Association of University Physical Education and Sports (JAUPES), to externally evaluate physical education could provide a more thorough evaluation. Results also suggest that it is necessary to understand how the faculty members in charge of physical education are involved in the accreditation evaluation and how they are making use of this process for improvement.

### Keywords

undergraduate education, faculty organization, curricula, facilities and equipment, the Faculty Development Promoting School Award System

---

**Corresponding author:** Katsunori KOBAYASHI Email: [kappo@bunkyo.ac.jp](mailto:kappo@bunkyo.ac.jp)